

機構資金の借入申込手続において事前に必要な準備

1. 総合行政ネットワーク(LGWAN)への接続

借入申込後の電子署名の際には、手続を行う担当部局のPCがLGWANへ接続していることが必要です。

2. LGPKI証明書検証サーバの利用申請

地方金融機構から通知される文書の電子署名・証明書の検証(※)では、インターネットに接続し、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)がインターネット上にて運用するLGPKI証明書検証サーバを利用します。

LGPKI証明書検証サーバを利用するためには、総合行政ネットワークポータルサイトから証明書検証サーバ利用申請書をダウンロードする等により入手し、必要事項を記入の上、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)LGWAN全国センターに郵送し、利用申請を行っていただく必要があります。

ただし、電子申請・通知システムを利用するにあたり、公的個人認証サービス(JPKI)で提供される電子証明書を始めとし、住民等が保有する電子証明書を利用して行うオンライン申請システム等を運営されている地方公共団体においては、既に「LGPKI証明書検証サーバ」を利用できる環境が整っている場合もありますので、下記の2点について、各地方公共団体の担当部局にご確認ください。

(1)LGPKI証明書検証サーバの利用申請が受理されていること。

(2)電子証明書の検証を行う担当部局のPCから、LGPKI証明書検証サーバに接続できること。

なお、電子署名・証明書の検証を行う担当部局のPCが、LGPKI証明書検証サーバを利用できる場合は、LGPKI証明書検証サーバの利用申請は不要です。

(※)電子署名・証明書検証:一般的に、電子署名が付与された文書の利用者は、「電子署名の検証」とともに「電子証明書の検証」を行う必要があります。
電子証明書とは、電子署名を付与した者が誰であるか(電子申請・通知システムでは、地方金融機構理事長となります。)を証明するためのもので、電子署名に添付されており、信頼できる機関(認証機関といい、電子申請・通知システムでは、「商業登記に基づく電子認証制度」を運営する電子認証登記所がこれにあたります。)が発行します。「電子証明書の検証」とは、その電子証明書が「署名に用いた証明書が正当な認証機関から発行されたもので、署名検証時において有効期間が切れておらず、失効していない有効な証明書であったこと」を確認することで、「電子署名の検証」とは、「署名対象文書が改ざんされていないこと」を確認することです。

3. 職責証明書の取得

地方金融機構に申請する文書には、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)が発行する首長の職責証明書を用いて電子署名を付与していただきます。首長の職責証明書があるかどうかについては、各地方公共団体の担当部局にご確認いただき、首長の職責証明書が無い場合は、総合行政ネットワークポータルサイトから「地方公共団体組織認証基盤 証明書発行支援標準システム」等をダウンロードし、LGPKI登録分局に申請してください。